

議 第 9 5 号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

本市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

第2条 新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）第1条による改正

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)</p>

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）第2条による改正

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)</p>